

速報版

発行:自治労滋賀県職員連合労働組合
自治労滋賀県職員労働組合
県庁東館5階
県庁内線:4790-4791
直通077-528-4790
FAX077-521-3784
E-MAIL:shigajichiro@yahoo.co.jp

「一時金削減、月例給据置」の回答は譲らず
夏季休暇期間延長・高速道路手当加算は大きく前進
長時間労働の是正、最適な人員配置へ努力表明
会計年度任用職員、課題共有するも具体的な改善無し
育児との両立支援、人的措置含め見直すべき時期と訴える
三日月知事 交渉終了時「コロナ禍での奮闘に感謝」

第2回賃金確定交渉(総務部長交渉)

第2回賃金確定交渉（総務部長交渉）を11月18日に実施しました。江島総務部長は一時金削減および月例給据置について、「人事委員会勧告どおり実施する」と譲りませんでした。新型コロナ禍で奮闘する職員の努力に応えよとの要求に背を向ける回答となりました。一方、夏季休暇の取得期間延長や通勤手当の高速道路等利用の要件緩和については前進ある回答を行いました。給与面での不満が残るところですが、更なる前進的回答を得ることは困難と判断し、今回の確定交渉は収束し、12月開催予定の中央委員会で組合員の意見を聞き、今後の対応方針を協議していきます。なお、交渉終了時に三日月知事が登場し「新型コロナ禍を含め日頃から奮闘して頂いていることに感謝する」と謝辞がありました。

《総務部長回答の概要》

■人勧（一時金と月例給）の取り扱い 人事委員会勧告どおりの内容で実施

①期末手当の引下げ（年間支給月数4.50月→4.45月）
　　今年度：12ヶ月期の期末手当を0.05月引下げ
　　来年度：6ヶ月期12ヶ月期の期末手当をそれぞれ0.025月引下げ

②月例給は改定無し

■通勤手当の高速道路（新幹線）利用加算の要件緩和

高速道路（新幹線鉄道）利用を行う場合の異動要件の緩和に向けて、他府県の状況等を調査して検討したい。

■夏季休暇の取得期間の延長

取得期間について、令和3年度から一定延長の方向で検討したい。



ろ、前進ある回答を得た。検討に当たっては、期間をできるだけ幅広くとった措置としてほしい。

【部長】 取得期間について、令和3年度から一定延長の方向で検討したい。

通勤手当の高速道路等利用の要件緩和、「実施に向けて調査したい」

【組合】高速道路等利用加算の要件緩和について、前進ある回答を得た。要件緩和については、育児や結婚を含めて幅広く緩和を検討してほしい

【部長】皆さんからの声を聞かせて頂き、また人事委員会からも報告を頂いたので、実施に向けて調査をしていきたい。

年次有給休暇の拡大 5日未満取得の解消へ条件整備を

【組合】年次有給休暇において「年14日以上」の取得目標があるが、実績とはかなり隔たりがあるのが実状である。また、福祉施設など年間5日未満に留まる職場も存在する。人材確保にも影響することであり、具体的な改善を図ってほしい。

【部長】年次有給休暇の取得促進に向けて、種々の取組を進めているところであるが、さらに取組を継続したい。また、福祉施設等でも取得促進が進むよう職場での工夫等をお願いしたい。

長時間労働の是正、最適な人員配置へ向けた基本認識を確認

【組合】職場ではそもそも業務量と人員配置の課題がある中で、さらに新型コロナ対策で長時間労働に拍車がかかっている。人事委員会の報告においても、最適な体制へ人員配置を求めている。引き続きの定数増を含めて対応すべきでないのか。また、時間外勤務の上限規制においても他律的業務の扱いや特例業務の定義など、働き方改革基盤が空洞化しないよう組合と協議を進めてほしい。

【部長】業務量と人員配置の関係では、この4年間定数増も含めた対応を進めており、適切な人員配置が図れるよう引き続き努力していきたい。時間外勤務の上限規制では、特例業務の取扱いなど、皆さんの意見や所属から実態を聞き、適切な対応を図りたい。

人事評価制度 検証と見直しへ具体的な協議を

【組合】組合員からも負担感や不公平感、客観性への疑問など多くの意見があがっている。昨年の交渉においても検証と見直しに向けての協議を確認してきたが、その後の進展が満たしていない。

夏季休暇の期間延長、「実施の方向で検討したい」

高速道路等利用の要件緩和、「実施へ向け調査したい」



第1214号

2020年11月19日